



医政指発 0531 第2号
平成24年5月31日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長

医療法人の合併について

医療法人の合併については、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第57条等に規定されているところであるが、平成23年4月8日に閣議決定された「規制・制度改革に係る方針」において、「医療法人の再生支援・合併における諸規制の見直し」として、法人種別の異なる場合も含めた医療法人の合併に関するルールの明確化や、医療法人が合併する場合の手続の迅速化について、検討し結論を得ることとされたこと、及び平成24年5月31日に公布・施行された「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第86号）により、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第35条第2項の改正が行われたことを受け、今般、合併に係る留意点等について下記のとおり整理し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するので、御了知の上、さらに適正な運用に努められたい。

記

第1 合併の意義

「合併」とは、法定の手続によって行われる医療法人相互間の契約であり、当事者たる医療法人の一部又は全部が解散し、その財産が精算手続を経ることなく、包括的に存続する医療法人又は新設の医療法人に移転すると同時に、その社員が後の医療法人の社員となる効果を伴うものであること。

第2 合併の手続

合併の手続については、法第57条から第62条まで及び第67条の手続の規定を遵守すること。

1 合併決議及び認可（法第57条関係）

- (1) 社団たる医療法人にあっては、総社員の同意があるときに限り、他の社団たる医療法人と合併をすることができること。
- (2) 財団たる医療法人にあっては、寄附行為に合併することができる旨の定めがある場合に限り、他の財団たる医療法人と合併をすることができること。なお、財団たる医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならないが、寄附行為に別段の定がある場合は、この限りでないこと。
- (3) 都道府県知事は、認可をし又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴く必要があること。
- (4) 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。合併の最終的効力の発生には、さらに登記が条件となること。

2 合併の認可の申請（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第35条関係）

- (1) 都道府県知事の合併の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならないこと。
 - ① 理由書
 - ② 前記(1)又は(2)の手続を経たことを証する書類
 - ③ 合併契約書の写し
 - ④ 合併により医療法人を設立する場合においては、申請者が各医療法人において選任された者であることを証する書面
 - ⑤ 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の定款又は寄附行為
 - ⑥ 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為
 - ⑦ 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
 - ⑧ 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人について、合併後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - ⑨ 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人について、新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
 - ⑩ 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人について、開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- (2) 合併前の医療法人のいずれもが持分のある医療法人である場合であって、合併後いずれかの医療法人が存続するときに限り、合併後存続する医療法人の定款において、残余財産の帰属すべき者として国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供するものであって、厚生労働

省令で定めるもの以外の者を規定することができること。

したがって、次の場合においては、合併後は、持分の定めのない医療法人となること。

- ① 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのない医療法人である場合
- ② 合併前の医療法人のいずれかが持分の定めのない医療法人である場合
- ③ 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人であって、合併により新たに医療法人を設立する場合

3 都道府県医療審議会の運営（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21関係）

都道府県医療審議会は、その定めるところにより、部会を置き、その決議をもって当該審議会の決議とすることと規定されており、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年6月26日健政発第410号健康政策局長通知）において、「部会については、例えば、医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設する医療法人に係る設立認可に当たっての意見聴取等医療法人に係る審議案件が急増することが予想される場合に、医療法人部会を設け、同部会の決議をもって審議会の決議とすることが考えられること」としているところである。

こうしたことも踏まえ、医療法人合併手続の迅速化の観点から、必要に応じ、部会の開催を隨時行う等、さらに実態に応じた適切な運営を図られたいこと。

第3 債権者の保護（法第58条及び59条関係）

- (1) 医療法人は、都道府県知事の合併の認可があったときは、その認可の通知のあった日から二週間以内に、合併がその債権者に重大な利害関係があることに鑑み、債権者保護のために財産目録及び貸借対照表を作らなければならないこと。当該義務違反に対しては罰則規定（法第76条第8号）があること。
- (2) 医療法人は、前号の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならないこと。ただし、その期間は、二月を下ることができないこと。当該義務違反に対しては罰則規定（法第76条第8号）があること。
- (3) 債権者が前号の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなされ、以後の特段の救済はないこと。
- (4) 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的とし

て信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならないこと。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでないこと。当該義務違反に対しては罰則規定（法第76条第8号）があること。

第4 合併による医療法人の設立事務（法第60条関係）

合併により医療法人を設立する場合においては、定款の作製又は寄附行為その他医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならないこと。

第5 権利義務の承継（法第61条関係）

- (1) 合併後存続する医療法人又は合併によって設立した医療法人は、合併によって消滅した医療法人の一切の権利義務（病院開設の許可、公租公課の賦課等当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を自動的にかつ包括的に承継すること。
- (2) 特約をもってその一部の承継を留保することは許されないが、いったん承継した後にその権利を放棄することは妨げないこと。また、包括的に承継されるため、個々の権利義務について特別の承継方法は必要としないが、不動産等の第三者に対する対抗要件を必要とする権利については、対抗要件を備えない限り、第三者に対抗し得ないこと。
- (3) 社団たる医療法人にあっては、合併によって消滅した医療法人の社員は、合併契約に別段の定めのない限り、合併後存続する医療法人又は合併によって設立した医療法人の社員となること。

第6 合併の効力の発生（法第62条関係）

- (1) 合併は、合併後存続する医療法人又は合併によって設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において組合等登記令（昭和39年政令第29号。以下「登記令」という。）の定めるところにより登記をすることによって、その効力を生ずること。
- (2) 合併の登記は次の三種であること。いずれも主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内になすことを要すること。（登記令第8条、第11条及び第13条）
 - ① 合併後存続する医療法人については、変更登記
 - ② 合併によって消滅した医療法人については、解散登記
 - ③ 合併によって設立した医療法人については、設立登記
- (3) 登記期間の起算点は、第三の債権者保護の手続が完了したときであるこ

と。

- (4) 合併により消滅した法人の解散の登記の申請は、合併後の存続法人又は新設法人を代表すべき者が、合併後の存続法人又は新設法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由して、合併の登記の申請と同時にしなすべきであること。
- (5) 合併の効果は、吸収合併の場合においては、従来の医療法人のうち一を除く他の医療法人の解散、存続する医療法人の変更及び解散した医療法人の権利義務の存続する医療法人への包括的移転を生ずることであり、新設合併の場合においては、従来の医療法人の全部の解散、医療法人の設立及び解散した医療法人の権利義務の新設医療法人への包括的移転を生ずることであること。

第7 弁明の機会の付与等（法第67条関係）

- (1) 都道府県知事は、合併の不認可処分をする場合、当該処分の名あて人に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならないこと。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人に対し、あらかじめ書面をもって、弁明をするべき日時、場所及び当該処分をするべき事由を通知しなければならないこと。
- (2) 前号の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- (3) 前記(1)の弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、かつ、当該処分をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならないこと。